

## 少人数学級編制について

### 1 島根県における少人数学級編制及びスクールサポート事業の見直しに関する最終案

※ アンダーラインは「県の当初の見直し案」からの変更箇所

#### (1) 少人数学級編制の基準の変更

令和3年度、4年度の2か年で、次の見直しを実施

- 小学校第1学年 ⇒ 30人学級編制(現行を維持)、スクールサポート事業廃止
- 小学校第2学年 ⇒ 32人学級編制、スクールサポート事業廃止
- 小学校第3～6学年 ⇒ 38人学級編制
- 中学校第1学年 ⇒ 35人学級編制(現行を維持)
- 中学校第2・3学年 ⇒ 38人学級編制
- 基準見直しによる影響緩和のための教員加配を令和3年度、4年度に実施
- 新たな加配として、令和3年度以降段階的に個別課題解決対応のための教員の加配を実施(令和5年度以降、常勤換算で40人を配置)

#### ■基準変更スケジュール(県案)

(単位:人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校第1学年	30	30	<u>30</u>
第2学年	30	<b>32</b>	32
第3学年	35	35	<b>38</b>
第4学年	35	35	<b>38</b>
第5学年	35	<b>38</b>	38
第6学年	35	<b>38</b>	38
中学校第1学年	35	35	35
第2学年	35	35	<b>38</b>
第3学年	35	<b>38</b>	38

#### ■上記に伴う教員加配の見込み(県試算)

(単位:人)

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
少人数学級編制	202	<u>157</u>	<u>112</u>	<u>112</u>
影響緩和	0	<u>15</u>	<u>30</u>	0
個別課題対応	0	<u>10</u>	<u>20</u>	40
合 計	202	<u>182</u>	<u>162</u>	<u>152</u>

#### (2) 小学校スクールサポート事業の廃止

小学校スクールサポート事業を廃止。小学1・2年、中学1年に後継的な措置

《後継的な措置の内容》

小学1年、小学2年、中学1年について、少人数学級編制の対象となり、市町村教育委員会が学級分割を行わない場合、常勤換算で1名の教員の配置を行う。

**【参考】**

少人数学級編制見直しによる1学級当たりの児童生徒数の影響

※児童生徒数は令和元年5月1日現在

学 校	学年	人数	現行 学級数	1学級 児童生徒数	見直し後 学級数	1学級 児童生徒数	差		
今市小	3	73	3	24.3	2	36.5	12.2		
	4	73	3	24.3	2	36.5	12.2		
大津小	1	94	4	23.5	—	—	—		
	6	76	3	25.3	2	38.0	12.7		
塩冶小	3	147	5	29.4	4	36.8	7.4		
神戸川小	2	92	4	23.0	3	30.7	7.7		
	3	106	4	26.5	3	35.3	8.8		
	6	113	4	28.3	3	37.7	9.4		
四絡小	1	128	5	25.6	—	—	—		
	3	112	4	28.0	3	37.3	9.3		
	5	109	4	27.3	3	36.3	9.1		
	6	109	4	27.3	3	36.3	9.1		
高浜小	1	31	2	15.5	—	—	—		
北陽小	3	107	4	26.8	3	35.7	8.9		
	5	114	4	28.5	3	38.0	9.5		
神西小	5	36	2	18.0	1	36.0	18.0		
西野小	6	113	4	28.3	3	37.7	9.4		
中部小	5	72	3	24.0	2	36.0	12.0		
出東小	3	37	2	18.5	1	37.0	18.5		
第一中	2	177	6	29.5	5	35.4	5.9		
	3	181	6	30.2	5	36.2	6.0		
第三中	3	261	8	32.6	7	37.3	4.7		
河南中	2	109	4	27.3	3	36.3	9.1		
浜山中	3	141	5	28.2	4	35.3	7.1		
南中	3	36	2	18.0	1	36.0	18.0		
湖陵中	3	37	2	18.5	1	37.0	18.5		
斐川西中	3	181	6	30.2	5	36.2	6.0		
							7・2学級	最大値	18.5
								平均値	8.6

小学校； **10**校 **16**学年  
 中学校； 7校 8学年  
 合 計； **17**校 **24**学年

影響の出る(児童生徒数が  
増となる)学級数  
**7・2**学級(小**41**、中**31**)

### 3 県の最終案に対する出雲市の対応

引き続き、次の点について要望していきます。

- ① 見直しに関する最終案によれば、令和3年度から4年度に実施される「学級編制見直しによる影響緩和のための教員の加配」、令和3年度以降段階的に実施される「課題解決対応のための教員の加配」が示されているが、新基準により大きく影響を受け、また多くの課題を抱える自治体については、実態に最大限配慮した加配措置を行うこと。
- ② 見直しによる影響について必ず検証を行い、必要があれば基準の再見直しを行うこと。
- ③ 臨時的任用の教員が増える中、正規職員の確保を進め、学校運営に支障をきたすことがないように努めること。